

狭山市分別収集計画(第11期)

令和7年8月15日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、全国的に廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市の最終処分場は埋立てを完了し、関係自治体にご負担をおかけする中、次の候補地の目処がたっていないという厳しい状況下にある。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づき、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の分別収集を見据え、更に地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方にRefuse（リフューズ 断る）を加え、ごみ排出量の減少を推進するとともに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（「以下、プラスチック資源循環法」という。）に基づく製品プラスチックの分別に係る収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの4Rを推進することによって、廃棄物の減量、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみ排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・製造者、消費者等、全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

(単位 t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	9,065	8,923	8,784	8,647	8,513
製品プラスチック	69	68	67	66	65

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

市民・事業者・再生業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連帯を図り、容器包装廃棄物の排出抑制に努める。

(1) 啓 発

- ① 廃棄物減量等推進員を通じ、各自治会にごみ排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果とごみの適切な出し方に関する啓発活動を行う。
- ② ごみに関する情報を手軽にスマートフォンで確認できる「狭山市ごみ分別アプリ」を配信し、住まいの地区の「ごみ収集日カレンダー」、分別方法を確認できる「ごみ分別辞典」、ごみ出しを忘れ防止のための「アラート機能」のほか、ごみに関する「よくある質問」や様々な情報を提供しごみの適切な出し方を推進する。
- ③ 公立小学4年生は社会科の授業で「ごみ」について学習しており、さらに詳しく知識を深めてもらうため、副読本「わたしたちのまちさやま」やパンフレット「ごみのはなし」を作成、配布し容器包装廃棄物に関する啓発を行う。
- ④ リサイクルプラザでの、ごみ減量・リサイクルに関する展示、教室、各種イベントによる啓発活動を行う。
- ⑤ 「マイバック持参」を提唱し、不要なレジ袋をもらわない（**Refuse** リフューズ 断る）、「ワンウェイプラスチック」の使用を控える意識啓発と身近なところから始めるごみの発生抑制を行う。
- ⑥ 事業者に対し、ホームページ「事業系一般廃棄物の分け方・出し方」及びごみ減量啓発チラシの配布を実施し、適正排出、排出抑制、再生利用を促進する。
- ⑦ 事業系ごみ搬入物検査を実施し、容器包装廃棄物等の分別が不徹底の事業所に対して指導、助言を行う。

(2) 容器包装廃棄物の減量化・資源化支援

市民団体等の集団回収を促進するため、集団回収実施団体に回収量に応じた補助金を交付する。また、回収された資源物を引き取る資源物引取業者には、社会情勢の変化を勘案し補助金を交付するなど、安定的に資源化を支援する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が所有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器		缶
主としてガラス製容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		牛乳パック
主として段ボール製の容器包装		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの		プラスチック
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項4号)

(単位 t)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	103		101		100		98		97	
主としてアルミニウム製の容器	179		177		174		171		169	
無色のガラス製容器	214		211		208		205		202	
	0	214	0	211	0	208	0	205	0	202
茶色のガラス製容器	172		170		167		165		162	
	0	172	0	170	0	167	0	165	0	162
その他のガラス製容器	274		270		266		262		259	
	274	0	270	0	266	0	262	0	259	0
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器	903		890		877		865		852	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—		—		—		—		—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	335		331		326		321		317	
	0	335	0	331	0	326	0	321	0	317
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	2,048		2,018		1,989		1,961		1,932	
	2,027	21	1,997	21	1,969	20	1,941	20	1,912	20
	—		—		—		—		—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	69		68		67		66		65	
	0	69	0	68	0	67	0	66	0	65

※2段書 上段：合計、下段左側：協会引渡量、下段右側：独自処理量

※「主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの」の独自処理量については、再商品化処理委託による市町村負担割合による。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

基本的事項として、狭山市の将来人口については「第5次狭山市総合計画基礎調査報告書」の数値を、ごみ総排出量予測については、「狭山市一般廃棄物処理基本計画」の算定方法に基づき、過去10年間（平成27年度から令和6年度）の実績より、前年度比率を求め、その平均比率を前年度に乘じ、年度別容器包装廃棄物の排出量の見込を算出し、各特定分別基準適合物の量は、別添資料のとおりである。

10 分別収集を実施する物に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙容器については、引き続き、これらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
金属	スチール製容器	缶	市（委託）による定期収集、市民団体による集団回収	選別：民間業者 保管：市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	市（委託）による定期収集、市民団体による集団回収	選別：民間業者 保管：市
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	古紙（牛乳パック）	市（委託）による定期収集、市民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	古紙（ダンボール）		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市（委託）による定期収集	民間業者
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック	市（委託）による定期収集	民間業者
	製品プラスチック			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

スチール、アルミ、無色ガラス、茶色ガラスについては、奥富環境センターにおいて選別・圧縮を行う。
また、ペットボトル及びプラスチックについては、民間業者のプラスチック類処理施設において選別・圧縮・梱包を行う。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器包装	缶	袋	ダンプ	奥富環境センター (選別・圧縮施設)
主としてアルミニウム製の容器包装				
無色のガラス製容器	びん	袋	ダンプ	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	古紙 (牛乳パック)	縛る	平ボディ	民間業者 (選別・圧縮・梱包)
主として段ボール製の容器包装	古紙 (ダンボール)	縛る	パッカー車 平ボディ	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル	袋	パッカー車	
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	プラスチック	袋	同上	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくためには、市民・事業者及び行政が一体となった協力体制の構築が不可欠であり、そのための啓発活動と収集体制と受入体制の整備に努める。
- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民や事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、市民や事業者などの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会の意見を伺い推進体制を整備する。
- ・自主的な地域の廃棄物の減量、資源化等の取組みを推進していくため、各自治会から推薦のあった廃棄物減量等推進員は、地域のリーダーとして、分別収集の徹底などの活動を担う。

1. 基本事項について

人口予測については、「第 5 次狭山市総合計画基礎調査報告書」の推計値を使用。ごみ排出量見込及び集団回収量見込については過去 10 年間（平成 27 年度から令和 6 年度）の実績より、前年度比率を求め、その平均比率を前年度に乘じ算出。

表 1 に見込みを示す。

表 1 各年度におけるごみ排出量・人口見込

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
人口予測(人)	148,466	147,820	147,571	146,510	145,450	144,389	143,328
ごみ排出量見込(t)	38,661	38,105	37,556	37,016	36,483	35,958	35,441
集団回収量見込(t)	1,488	1,370	1,261	1,161	1,069	984	906

※R6 年度の「ごみ排出量見込み」、「集団回収量見込み」は実績とする。

2. 各年度における容器包装廃棄物の排出見込量の算出方法（第 5 項）

(1) 容器包装廃棄物の組成比

「狭山市一般廃棄物処理基本計画」資料編ごみ組成調査結果及び、令和 6 年度資源化量実績より算出する。

[容器包装廃棄物の組成比]

＝ [もやすごみに対する容器包装廃棄物組成率] × [もやすごみ総量]
 ＋ [もやさないごみに対する容器包装廃棄物組成率] × [もやさないごみ総量] ＋ [資源化量]
 により容器包装廃棄物の組成比を算出。

表 2 に算出結果を示す。

表 2 容器包装廃棄物の組成比

	組成比 (%)	もやすごみ (t)	もやさないごみ (t)	分別収集量 (6 年度実績) (t)	容器包装廃棄物量(t)
スチールかん	0.40	28.70	18.75	105.63	153.08
アルミかん	0.63	28.70	31.26	184.34	244.30
白びん	0.79	57.40	27.09	220.64	305.13
茶びん	0.70	66.96	27.61	177.36	271.93
その他びん	0.93	0.00	75.54	282.24	357.78
紙パック	0.40	153.06	0.00	0.93	153.99
ダンボール	3.52	411.35	20.84	929.6	1,361.78
ペットボトル	1.45	210.46	3.65	345.31	559.41
プラスチック製容器包装	14.29	3,381.64	35.43	2,107.81	5,524.88
製品プラスチック	0.18	0.00	0.00	70.68	70.68
合計	23.29	5,424.02	245.90	4,424.54	10,023.77

(2) 容器包装廃棄物排出量見込

[容器包装廃棄物排出量見込]

= [ごみ排出見込] × 23.29% (表 2 組成比) + [集団回収量のうち容器包装廃棄物 (過去 10 年間 (平成 27 年度から令和 6 年度) の実績から前年度比率)] より算出。

表 3 に各年度の容器包装廃棄物排出量見込を示す。

表 3 各年度における容器包装廃棄物排出量見込

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
ごみ排出量見込 (t)	38,661	38,105	37,556	37,016	36,483	35,958	35,441
ごみ総量に対する容器包装廃棄物排出量見込 (t)	9,004	8,875	8,747	8,621	8,497	8,375	8,254
集団回収量のうち容器包装廃棄物量 (t)	353	335	318	302	287	272	259
容器包装廃棄物排出量見込 P (t)	9,357	9,210	9,065	8,923	8,784	8,647	8,513

3. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算出方法 (第 8 項)

(1) 年度別容器包装廃棄物の見込み算定

[容器包装廃棄物ごとの排出量見込]

= [ごみ総排出量] × [ごみ総排出量に対する容器包装廃棄物ごとの組成比] により算出。

表 4 に年度別容器包装廃棄物の排出量の見込を示す。

表 4 年度別容器包装廃棄物の排出量 (品目別) の見込

	ごみ排出量 D2 中の容器包装廃 棄物の比率 (%)	令和 6 年度 (t)	令和 7 年度 (t)	令和 8 年度 (t)	令和 9 年度 (t)	令和 10 年度 (t)	令和 11 年度 (t)	令和 12 年度 (t)
スチールかん	0.40	153	151	149	147	144	142	140
アルミかん	0.63	244	241	237	234	231	227	224
白びん	0.79	305	301	296	292	288	284	280
茶びん	0.70	272	268	264	260	256	253	249
その他びん	0.93	358	352	347	342	337	333	328
紙パック	0.40	154	152	149	147	145	143	141
ダンボール	3.52	1,362	1,342	1,323	1,304	1,285	1,266	1,248
ペットボトル	1.45	559	551	543	536	528	520	513
プラスチック製容 器包装	14.29	5,525	5,446	5,367	5,290	5,214	5,139	5,065
製品プラスチック	0.18	71	70	69	68	67	66	65
合計	23.29							

(2) 特定分別基準適合物等の収集量見込の算定

[特定分別基準適合物等の収集量見込]

= [6 年度実績比率] × [年度別ごみの排出見込量] により算出。

表 5 に特定分別基準適合物等の収集量見込を示す。

表 5 特定分別基準適合物等の収集量見込み

(t)

	令和 6 年度 排 出 量 見 込	令和 6 年度 実 績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
スチールかん	153	106	104	103	101	100	98	97
アルミかん	244	184	182	179	177	174	171	169
白びん	305	221	217	214	211	208	205	202
茶びん	272	177	175	172	170	167	165	162
その他びん	358	282	278	274	270	266	262	259
紙パック	154	1	1	1	1	1	1	1
ダンボール	1,362	930	916	903	890	877	865	852
ペットボトル	559	345	340	335	331	326	321	317
プラスチック製容 器包装	5,525	2,108	2,078	2,048	2,019	1,989	1,960	1,932
製品プラスチック	71	71	70	69	68	67	66	65